

内閣府 消費者委員会 食品表示部会 食品表示基準案にかかわる答申案の審議経過
(第31回から33回会合における審議経過について)

添付資料

(日本生協連作成)

審議した議題	パブコメ案	修正案(諮問) ※下線部は、パブコメ案に変更が加えられた部分	前回までの議論		答申案	備考
			主な意見	賛否		
1) 栄養成分表示の義務化に係るナトリウムの表示について(別記様式二、別記様式三関係)	<p>・栄養成分の義務表示としてのナトリウムの量については、「食塩相当量」で表示する。(ナトリウムのみ表示は不可)</p> <p>・任意に「ナトリウム」の量を表示する場合、「食塩相当量」の次にナトリウムの量を括弧書き等で併記する。</p>	<p>【第31回】</p> <p>・任意に「ナトリウム」の量を表示する場合、ナトリウムの量の次に「食塩相当量」を括弧書き等で併記する。</p> <p>【第33回】</p> <p>・ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」で表示することを基本ルールとする。</p> <p>・ただし、ナトリウム塩を添加していない食品の場合に限り、任意ルールとして、ナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書きまで記載することとする。この場合、食塩相当量を枠外表記することは不可とする。</p> <p>・ナトリウム塩を添加していない食品の考え方については、ナトリウム塩を添加していない旨の表示の考え方(食品表示基準案 第七条)を適用する。</p>	<p>【第31回】</p> <p>委員の意見:</p> <ul style="list-style-type: none"> 「食塩相当量(ナトリウム)」という表示と、『ナトリウム(食塩相当量)』という表示の両方が流通するのか 「ナトリウム(食塩相当量)」を表示する際の要件はあるのか 「食塩相当量の枠外表記は可能か」 <p>⇒消費者庁:</p> <ul style="list-style-type: none"> 「表記方法は①『食塩相当量』とだけ書かれた食品と、②両方書かれる場合は『ナトリウム(食塩相当量)』の2パターンのみとする」 「書き分ける要件は想定していない」 「ナトリウムと食塩相当量の情報はセットという表示の仕方が望ましい」 「現行広く流通している包材を有効活用する観点から、『ナトリウム(食塩相当量)』の表示を提案した」 <p>※第33回会合において、消費者庁から書き分ける要件について追加説明がなされた。</p>	<p>部会委員16名中、14名が「不賛成」または「留保」を表明</p>	<p>栄養成分表示に係るナトリウムの量は食塩相当量で表示する。</p> <p>ただし、ナトリウム塩を添加していない食品に限り、任意でナトリウムの含有量を表示することができるものとし、その場合の表示は、ナトリウムの量の次に食塩相当量を括弧書き等で併記する。</p>	
			<p>【第33回】</p> <p>ナトリウムを併記する場合の要件を設ける旨の説明を受けて</p> <p>委員の意見:</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基本ルールと例外ルールが混在するのは望ましくないと思っていたところだが、今回の提案で良いと思う」 「国際ルールと比較すると、消費者庁の提案は中途半端。わが国では食塩相当量の表示が必要であるとするなら、食塩相当量の表示を基本とし、ナトリウムを書く場合は、カッコ書きか、あるいはEUのように、欄外に原料由来のナトリウムである旨の説明書きをしてはどうか」 	<p>部会委員16名中、4名が不賛成※</p>		
2) 栄養成分表示の義務化に係る小規模事業者の考え方について(附則第六条関係)	<p>・義務となる熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(「食塩相当量」で表示)の表示を省略できる小規模事業者を、消費税法第9条に規定する小規模事業者(課税期間の基準期間における課税売上高が1000万円以下の事業者)とする。</p>	<p>【第31回】</p> <p>・当分の間、中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第五項に規定する小規模事業者(おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者)についても、栄養成分表示の省略を認める。</p> <p>【第33回】</p> <p>・当分の間、中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第五項に規定する小規模事業者(おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者)についても、栄養成分表示の省略を認める。</p> <p>・「当分の間」の考え方について 小規模事業者の栄養成分表示の実施状況のフォローアップイメージとして、栄養表示の経過措置期間が5年経過した後の一定期間(例えば3年)で実施状況等を踏まえて必要な措置を検討することを説明。</p>	<p>【第31回】</p> <p>委員の意見:</p> <ul style="list-style-type: none"> 「従業員の数20人の“20”は妥当な数字なのか。約90%の商品に栄養成分表示がされるということは担保されるのか」 「“当分の間”を明確にしてほしい。確実なスケジュールがないと形骸化してしまうのではないか」 <p>⇒消費者庁:「20という数字の検証はしていない。“当分の間”については今後の運用状況を踏まえて検討したい」と返答。</p> <p>※第33回会合において、消費者庁から20という数字の検証データと、当分の間の考え方について追加説明がなされた。</p>	<p>部会委員16名中、7名が「不賛成」または「留保」を表明</p>	-	
			<p>【第33回】</p> <p>“当分の間”の考え方・小規模事業者の栄養成分表示の実施状況のフォローアップイメージに関する説明を受けて</p> <p>委員の意見:</p> <ul style="list-style-type: none"> 「将来的に全ての事業者に栄養成分表示の義務化をしていくのであれば、“当分の間”の具体的なスケジュールを早く明確にしていきたい」 「今回、一定期間を3年と例示していただいた。ここは、単に実施状況だけをベースとするのではなく、その間の環境整備や消費者の動向も加えて当分の間を明確にいただければよい“当分の間”については3年という例示がなされた。」 <p>・その他の意見</p> <p>「食品表示法第3条基本理念において“小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響に配慮”との規定がある。将来的に、小規模事業者を含む全ての事業者に表示義務を課すとのことだが、その際はこの部分の法改正が必要になるのか」</p> <p>⇒消費者庁:「法律の基本理念を変えなくても、運用上は小規模事業者も含めた全ての事業者に表示させることができる。矛盾はないと考えている」と返答。</p>	<p>部会委員16名中、3名が不賛成※</p>		
3) 低減された旨の表示につ		<p>【第31回】</p> <p>・相対表示は、原則としてコーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)に準じる。</p> <p>・ナトリウムについては、食品の保存性及び品質を保つ観点から、25%以上その量を低減することが困難な食品については、相対差についての特例を認める。</p>	<p>【第31回】</p> <p>委員の意見:</p> <ul style="list-style-type: none"> 「特例の対象は何を想定しているのか。パブコメに寄せられた醤油と味噌が対象か」 「この表現は特例の拡大につながらないか不安」 「25%低減ができないなら標榜しないでほしい」 <p>⇒消費者庁:「現段階で対象品目の具体化はしていない。今後ヒアリングを行い、整理した上で除外していく」と返答。</p> <p>※第33回会合において、消費者庁から特例の対象について追加説明がなされた。</p>	<p>部会委員16名中、9名が「不賛成」または「留保」を表明</p>		

審議した議題	パブコメ案	修正案(諮問) ※下線部は、パブコメ案に変更が加えられた部分	前回までの議論		答申案	備考
		主な意見	賛否			
<p>いて(第七案の表の栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の項)</p>	<p>類及びナトリウム【中略】には、絶対差に加え、新たに、25%以上の相対差が必要(栄養強調表示をするための要件の変更)</p> <p>※「しょうゆに係る特例」は廃止する。</p>	<p>【第33回】</p> <p>・相対表示は、原則としてコーデックスガイドライン(CAC/GL 23-1997)に準じる。</p> <p>・特例(25%以上の相対差)の対象となる食品について、パブリックコメントで意見があったみそ、しょうゆに限定して検討する。25%低減した場合の「みそ」及び「しょうゆ」の保存性や品質の保持については農林水産省及び関係業界から更に情報を得た上で、本特例の適用の可否について検討する。</p>	<p>【第33回】</p> <p>特例の対象に関する追加説明を受けて委員の意見： (賛成意見)</p> <p>・「伝統食品のみ、しょうゆに限って科学的な検証を行っていくのであればよい」 ・「伝統的な商材を管理するというのが大切。管理されたものが特例として認められるのであれば、それでよい」 ・「醤油や味噌は身近な調味料なので、検討の余地はある」 ・「日本の伝統食品に特例を設けることについては、コーデックス食品表示部に提案してほしい」</p> <p>(反対意見)</p> <p>・「農水省が提出した資料古く、今の加工技術を反映していない」 ・「脱塩工程を含むしょうゆもある」</p>	<p>部会委員16名中、3名が不賛成※</p>	—	
<p>4) 製造所固有記号の使用に係るルール改善について(第十条第二項、第三十二条第四項関係)</p>	<p>○原則として、2以上の工場で製造する商品のみを利用可能</p> <p>○製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示</p> <p>・製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>・製造所所在地等を記載したHPアドレス等</p> <p>・当該製品の製造を行っている全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号</p> <p>※ 上記消費者庁案に加え、食品表示部会委員から出された6つの代替案も併せて意見募集を実施。</p>	<p>【第32回】</p> <p>○原則として、2以上の工場で製造する商品のみを利用可能</p> <p>○製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示</p> <p>・情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>・製造所所在地等を記載したHPアドレス等</p> <p>・当該製品の製造を行っている全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号</p> <p>・ただし、対象については業務用食品を除くこととする。(現行通り、製造所固有記号の使用可)</p> <p>食品表示部会委員からの代替案やパブコメでの意見(右欄)は反映されなかった。</p>	<p>【第32回】</p> <p>委員の意見： ○「原則として、2以上の工場で製造する商品のみを利用可能」とする提案について</p> <p>・「専門調査会では意見がまとまらず議論を打ち切ってパブコメの意見を求めることとしたのだから、パブコメの内容こそ重要」 ・「パブコメを精緻に分析し、適正に判断できるようなデータを資料として出してほしい。」 ・「問題が起きたときに、確実に製造所情報にたどりつけるかが重要なポイント。この仕組みについては、消費者庁が構築するデータベースによって担保される。商品に表示する必要はない」 ⇒消費者庁： ・「パブリックコメントに寄せられた意見のなかには、知りたいという御要望が確実にゴールに到達する、事業者の方の包材の共用化というメリットは維持するというバランスがとれた提案がなく、消費者庁の提案を上回る提案がなかった」 ・「データベースを構築すればよいというものではない。現に表示される部分について改善措置を講ずるのが原則。これと併せて、消費者庁データベースを改善することで、車の両輪になって、分かりやすくなると思っている」</p> <p>○「対象については業務用食品を除く」とする提案について</p> <p>・「業者間取引こそ情報が開示されていないことがある。消費者に聞かれたら答えるということについて、答え切れないのではないのか」 ⇒この意見に対して、他の委員から ・「情報がつながるとい根本的な仕組みが担保されていれば、表示の仕方はどういう形であっても大きな問題はない」 ・「正しい情報を持っていない中で表示をしているのであれば、それは大変なこと」 ⇒さらに消費者庁から、 「BtoBについては、直接消費者の方が購入することはないことから見直し案を提示したところ。本来、制度設計の段階で提示すべき内容であったが、パブコメの意見をみて気がついた」と説明。</p> <p>※第33回合会において、消費者庁から、製造所固有記号に対するパブコメの中身、業務用食品の定義について追加説明がなされた。</p>	<p>部会委員16名中、14名が「不賛成」または「留保」を表明</p>	—	<p>パブリックコメントに寄せられた製造所固有記号に関する意見(約880件)の内訳</p> <p>・消費者庁案に賛成：約30件</p> <p>・製造所固有記号を廃止すべき：約50件</p> <p>・消費者庁案に反対(主に「現状の製造所固有記号の利用形態はそのまま、知りたいと思う消費者のために、消費者庁データベースの構築や応答義務を行えばよい」)：約800件</p> <p>※第32回合会において触れたところだが、製造所固有記号の利用に関する議論は終えていない。</p>
		<p>【第33回】</p> <p>○原則として、2以上の工場で製造する商品のみを利用可能</p> <p>○製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示</p> <p>・製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先</p> <p>・製造所所在地等を記載したHPアドレス等</p> <p>・当該製品の製造を行っている全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称並びに製造所固有記号</p> <p>・ただし、対象については業務用食品を除くこととする。(現行通り、製造所固有記号の使用可)</p> <p>※業務用食品の定義についての説明、パブリックコメントに寄せられた意見の提示はなされたが、新しい提案はなかった。</p> <p>製造所固有記号制度全体の議論ではなく、業務用食品を対象とするかどうか論点が変わった。</p>	<p>【第33回】</p> <p>委員の意見： ○「原則として、2以上の工場で製造する商品のみを利用可能」とする提案について</p> <p>・「食品衛生法における考え方や消費者庁へ移管されてからの法律的な考え方がどう変わったのか、経緯を説明してほしい」 ・「輸入食品は製造者が書かれないので、ダブルスタンダードとなるのではないのか」 ・「まずはデータベース整備をしたうえで、製造所固有記号の在り方について、現行の利用実態のレビューを行ったうえで、別途議論すべき」 ・「限られたスペースのなかで優先される表示は安全性に係る情報。代替できる情報については、その次になってくる。そういう意味で製造所情報について、いくつも羅列されるべきでない」といった意見があがったが、議論が打ち切られた。</p> <p>○「対象については業務用食品を除く」とする提案について</p> <p>・「業務用スーパーなどで販売されている商品はどうするのか」 ⇒消費者庁：「業務用スーパーで販売される大きいサイズの包装の商品であっても、消費者の手に届くものはBtoCであり、消費者向けの義務表示がかかる」と整理。</p> <p>・その他の意見</p> <p>・「商品事故が起きた時に、消費者自ら情報を検索することが責務になるのか」 ⇒消費者庁：「記号をお知りになりたいのであれば調べるひと手間をお願いしたい」 ⇒これに対し、委員から「アクリフーズの件は、そもそも日本に食品リコールの制度ができていないことに問題がある。海外では食品リコールの情報が一元的に管理されているが日本にはない。狭い意味での製造所固有記号だけの話ではない」</p>	<p>部会委員16名中、6名が不賛成※</p> <p>業務用食品を対象とするかどうかについての賛否が取られた。</p> <p>「原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合に使用可」について、賛否を確認していない。</p>	—	
	<p>経過措置期間は、</p>	<p>【第32回】</p> <p>経過措置期間は、</p> <p>・加工食品及び添加物の全ての表示について5年とする。</p> <p>・生鮮食品の表示については、1年6ヶ月とする。</p>	<p>【第32回】</p> <p>委員の意見： ・「加工食品のうち、缶詰以外の食品に関して経過措置期間を延長する根拠を示してほしい」、「新たな食品表示基準の策定により、ほとんどの商品が表示の改版を行うことになる。不測の事態のことも考えて猶予期間を設定すべき」</p>	<p>部会委員16名中、10名が「不賛成」または「留保」を表明</p>	—	

審議した議題	パブコメ案	修正案(諮問) ※下線部は、パブコメ案に変更が加えられた部分	前回までの議論		答申案	備考
			主な意見	賛否		
5) 経過措置期間について (附則第三条、第四条関係)	<ul style="list-style-type: none"> 加工食品は2年、添加物は1年(いずれも、栄養成分表示については5年)とする。 生鮮食品は、経過措置期間なし。 	<p>【第33回】</p> <p><u>5年以内の可能な限り早い時期に、事業者が表示の改版を進め、消費者が新たな表示ルールの下で商品選択ができるように、新たな表示ルールの普及に努めていく。</u></p>	<p>【第33回】</p> <p>委員の意見: (賛成意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「5年の経過措置期間は必須。包材メーカーから3.5～5年程度はかかるとの試算を受けた」 「表示ルールの変更の際には、包材を含めて食品ロスの問題を起こしてはいけない。5年の経過措置期間のなかで徐々に表示ラベルの切り替わることが望ましい」 「今回の改正により、ほぼ確実に表示が変わる。義務表示の表示方法が変わり、表示事項が増える。表示項目が増えた分は、他のデザイン部分を減らし、全体の表示を見直す必要が出てくる。今回の食品表示基準の変更は大きなものだ認識している」 <p>(反対意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「改版は頻繁にあるのが実態で、そんなにかかるはずはない」 	<p>部会委員16名中、5名が不賛成※</p>	—	

※不賛成の数は第34回食品表示部会 参考資料2(2014年10月24日時点での各委員意見)を参考にした。